

# 公認心理師法案の 主治医の指示条項についての見解

平成 26 年 8 月 18 日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会  
業務執行理事会

日本臨床心理士養成大学院協議会  
理事会

平成 26 年 6 月 16 日に衆議院に上程されました公認心理師法案の主治医の指示の条項につきまして、当会としましては、十分に検討を重ねました結果、次のような理由で反対いたします。この条項が撤廃されるか、「医師の指導」に修正されない限り、法案そのものに反対せざるを得ません。

法案第 4 2 条 2 の「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」という条文（以下、「主治医の指示条項」）には、次の点で重大な問題があり、現状の心理的支援のあり方と比べて、国民に大きな不利益をもたらすおそれがあります。

- 1 主治医の指示条項をめぐって、これまでに、次のような点が問題として挙げられています。
  - 医師の「指示」という文言が用いられる診療補助職、業務の一部に医師の「指示」が用いられる言語聴覚士法、医師の「指導」が用いられる精神保健福祉士法など、他の資格法で用いられる医師の「指示」との間で大きな齟齬を生じさせ、「指示」「指導」「連携」という文言について、資格法の法令間で混乱をきたします。
  - 病院や診療所などにおいて医師の診療として心理的支援を行う以外では、特に、いろいろな支障がでる可能性があります。

- 主治医の指示自体をどのように出すことができるのか、これまでの制度との関係でも、物理的な条件でも多くの問題があります。
- いろいろな場面で、クライアントの意思、プライバシー、援助の「選択の自由の権利」や「自己決定の権利」(世界医師会リスボン宣言)が狭められ、国民の人権が制限されるおそれがあります。このことは、精神障害者の自己決定の支援(「WHO精神保健ケアに関する法:基本 10 原則」)を困難にするとともに、いじめ、DV・虐待、犯罪被害など被害者支援、職場のメンタルヘルスから家族関係の調整まで、心理職による心理的支援の様々なところで支障を生じる可能性があります。
- 心理職の所属機関の方針と主治医の指示との間に矛盾や葛藤が生じる可能性があります。
- 被支援者に主治医がいるというだけで主治医の指示を受けなければならなくなるということは、心理職がこれまでのように独立した専門職として活動することを困難にし、職業選択の自由を狭めることとなります。

以上のように、主治医の指示条項は、特に医療外での心理的支援について、心理職の活動を大きく制限するのみならず、こうした法律ができることは、国民の心理的支援を受ける機会やその選択の自由を狭め、援助を受ける上での国際的な基準にも抵触し、日本国憲法で保障された国民の人権そのものを制限することになります。

省令等政府の命令類により、主治医と心理職との間の業務の調整をすることはできても、国民に対しての人権の制限や心理職の専門職としての独立性の制限は法律上定まってしまいます。

- 2 法案第七条の二では、「学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるもの」が、文部科学省令・厚生労働省令で定める」所定の施設で所定の期間以上「第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの」にも受験資格を与えることとなっています。つまり、学部卒業程度の者が、資質の認定も受けず、医療機関を含むさまざまな施設で、公認心理師と同じ臨床的業務に従事することが認められ、なおかつ、その場合には、主治医の指示を受けることも義務とされないこととなります。

このように、公認心理師の業務に従事する上で、主治医の指示条項は実際には必要ではないことを別の条文が示しています。省令等によって、この矛盾を調整する以前に、そもそも国民の人権を制限してまで主治医の指

示条項を条文で定める必要はないこととなります。

- 3 公認心理師は、主治医の指示条項があることにより、実際にはその活動が大きく制限されることとなります。そうなれば、国家資格を取得せずに別の名称を用いて心理的支援の業務に従事しようとする傾向をかえって強めることとなります。結果として、これまで以上に「～カウンセラー」など、心理職と紛らわしい数多くの職業や民間資格が乱立することが予想されます。残念ながら、公認心理師の対人援助職としての資質の基準自体が、これまで国民から多大な評価を得ている臨床心理士のように高いものとは言えないので、心理職の国家資格としての規制だけを強めることで、かえってその資質や技術を拡散させてしまうという逆説的な結果を招きます。これは、資格法制化の趣旨そのものに反するだけでなく、国民に多大な不利益をもたらすこととなります。
- 4 臨床心理士関連の次のような団体が主治医の指示条項について疑義を表明し、また要望書等を提出していますが、法案の第42条第2項は全く修正されていません。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

一般社団法人日本臨床心理士会

一般社団法人日本心理臨床学会

日本臨床心理士養成大学院協議会

京都府臨床心理士会

兵庫県臨床心理士会

大阪府臨床心理士会

三重県臨床心理士会

奈良県臨床心理士会

新潟県臨床心理士会

鳥取県臨床心理士会

香川県臨床心理士会

開業臨床心理士協会

臨床心理士の職業的専門性と資格を考える有志の会